**個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会　開催要綱**

１　趣旨・目的

　　労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」（同法第1条）ことを一義的な目的としており、これまで労働安全衛生行政は、労使関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として様々な施策を講じてきた。

　　なお、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下でのデリバリーサービスにおける交通事故防止対策についての周知啓発等の個別分野対策に取り組んできたところである。

　　一方、令和３年５月に出された石綿作業従事者による国賠訴訟の最高裁判決においては、有害物等による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断がされた。これを踏まえて、同規定に係る11の省令について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正を行い、令和４年４月に公布されたところである。

　　この省令改正について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会では、労働安全衛生法第22条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置をどうするべきか、注文者による保護措置のあり方、個人事業者自身による事業者としての保護措置のあり方などについて、別途検討の場を設けて検討することとされた。

　　また、これまで労働安全衛生法の対象としてきていない個人事業者、中小企業事業主等についても業務上の災害が多く発生している状況にある。

こうしたことから、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について検討することとする。

２　検討事項

（１）個人事業者等に関する業務上の災害の実態に関すること

（２）個人事業者等の災害の実態を踏まえた災害防止対策のあり方に関すること

（３）個人事業者自らによる安全衛生確保措置の必要性及びその促進に関すること

（４）個人事業者等に関する業務上の災害の把握・報告等に関すること。

（５）個人事業者や中小企業の安全衛生水準の向上のための支援等に関すること。

（６）その他

３　構成等

（１）本検討会は、別紙の参集者により構成する。

（２）本検討会には座長を置き、議事を整理する。

（３）本検討会は、必要に応じて、別紙の参集者以外の者を参集することができる。

（４）本検討会は、必要に応じて、関係者からヒアリングを行うことができる。

４　その他

（１）検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・企業情報の保護の観点等により、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開で実施することもできるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。

1. 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部において行う。

**個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会　参集者名簿**

　（一社）住宅生産団体連合会環境・安全部長

　　（一社）建設産業専門団体連合会副会長

　　（株）運輸・物流研究室取締役フェロー

　　慶應義塾大学大学院法務研究科教授

　　東京工業大学名誉教授

　　陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部朝霞分会長

　　（一社）日本経済団体連合会労働法制本部長

　　　　（一社）ITフリーランス支援機構代表理事

　　　全国建設労働組合総連合労働対策部長

　　（一社）全国建設業協会労働委員会委員

　　　東京大学大学院工学系研究科教授

　　東京工業大学環境・社会理工学院特任教授

　　（一社）日本建設業連合会安全委員会安全対策部会長

　　近畿大学法学部教授

　　　産業医科大学産業生態科学研究所教授

　　日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長

（５０音順）